各市町村教育委員会 学校給食主管課長 様

> 大 阪 府 教 育 庁 教育振興室保健体育課長

学校における食中毒防止の徹底及び「学校給食における 食中毒防止強化月間」の実施について (通知)

学校における今般の新型コロナウイルス感染症への適切な感染防止及び、衛生管理の徹底について、対応いただいていることと存じます。例年梅雨期から初秋にかけては、食中毒等の事故が懸念されることから、大阪府健康医療部長から別添写しのとおり「食中毒防止の徹底について」の通知がありました。また、府教育庁では、毎年7月を「学校給食における食中毒防止強化月間」と定め、学校給食における衛生管理の徹底に取り組んでいるところです。

つきましては、「学校給食衛生管理基準」(平成21年4月1日施行・文部科学省)を遵守するとともに、特に下記の事項に十分留意の上、学校給食における衛生管理の強化徹底を図られるようお願いいたします。また、学校における調理実習や行事等での臨時出店の際の食中毒予防についても、万全を期されますよう併せてお願いいたします。

記

- 1 清潔の原則
 - ア 新鮮な原材料の確保及び食品の適切な洗浄
 - イ 「学校給食調理場における手洗いマニュアル」に基づく手洗い・消毒
 - ウ 「調理場における洗浄・消毒マニュアル」に基づく器具等の適切な洗浄・消毒
 - エ 「調理場における衛生管理&調理技術マニュアル」に基づく調理
 - オ 鼠族、昆虫等衛生害虫の駆除
- 2 食材の確実な検収、適切な保管
- 3 健康記録・作業工程表・作業動線図等関係諸帳簿の整備
- 4 二次汚染防止に配慮した計画的な作業管理、十分な加熱と適切な温度管理
- 5 汚染、非汚染区域の区分け
- 6 使用水の検査及び確認
- 7 検食及び保存食の確実な実施(保存食は原材料及び調理済み食品を2週間以上冷凍保存)
- 8 関係者に対する衛生教育の徹底と健康管理の強化
- 9 衛生管理体制の整備、運用
- 10 衛生検査(定期、日常、臨時)の実施及び各種記録簿の保管

< 担 当> 大阪府教育庁 教育振興室保健体育課 保健・給食グループ 中川

電 話 06-6944-6903(直通)

F A X 06-6941-4815

e - mail NakagawaMe@mbox.pref.osaka.lg.jp

食第 1625 号 令和4年6月27日

教育委員会教育長 会教育長 化 部 長 化 部 長 長 長 長 長 長 長 長 長 長 大 水 産 部 長 赤 水 産 部 長 赤 乗 備 部 長

様

健康医療部長

食中毒防止の徹底について (通知)

日頃から、食品衛生行政の推進に御理解、御協力をいただき、お礼申し上げます。標記について、食中毒の多発時期を控え本年度も府内10自治体担当部局長連名により、令和4年6月21日付けで別紙のとおり、食品関係団体あて通知しましたのでお知らせします。

つきましては、貴職におかれましても所管施設や事業所での食中毒予防に万全 を期されますよう、よろしくお願いいたします。

> 健康医療部生活衛生室 食の安全推進課

監視指導グループ 津田

TEL: 06-6944-6706(直通)

(内線:6706) FAX:06-6942-3910

令和4年6月21日

食品関係団体各位

食中毒防止の徹底について

日頃は食品衛生行政の推進に格段の御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。また、今般の新型コロナウイルス感染症への適切な感染防止対策の実施に御尽力いただき、ありがとうございます。

さて、大阪府全域における令和3年の食中毒発生件数は26件(患者数428名)でした。鶏肉の生食等によるカンピロバクター食中毒や調理従事者からの食品汚染等によるノロウイルス食中毒が多く発生したほか、ウエルシュ菌による弁当を原因食品とした患者数90名以上の食中毒も発生しています。細菌性食中毒については夏場を中心に発生しやすいことから、食中毒予防対策はこれからの季節において一層強化する必要があります。

さらに、食品衛生法の改正により、HACCPに沿った衛生管理が制度化され、 原則全ての食品等事業者に衛生管理計画の作成と実施状況の記録が義務づけられています。

貴団体におかれましては、食中毒予防の3原則の遵守とともにHACCPに沿った衛生管理の適切な実施について傘下協会員・組合員の方々に改めて周知徹底していただき、食中毒防止に努めていただきますようお願いいたします。

なお、行政から随時、食品に係る健康被害に関する注意情報などを大阪府食の 安全安心メールマガジンにより発信しておりますので、是非この機会に御登録 (無料)いただき、皆様の食品衛生に関する知識の向上にお役立てください。

食中毒予防の3原則

(1) つけない

- ア 清潔な材料を使用する。
- イ 野菜及び果物を加熱せずに提供する場合は、流水で十分洗浄し、必要に 応じて殺菌を行った後、流水で十分すすぎ洗いを行う。
- ウ 手洗いを十分に行う。
- エ 食器・調理器具類は、使用後殺菌消毒し、衛生的に保管する。
- オ ネズミ、ゴキブリ、ハエ等の衛生害虫を駆除する。

(2) 増やさない

- ア 速やかに調理・提供し、早く喫食してもらう。
- イ 食品は表示された保存温度のとおり保管する。
- (3) やっつける

加熱する必要のあるものは、中心部まで十分に加熱する。目安は中心部 75 C 1 分間以上(二枚貝等ノロウイルス汚染のおそれのある食品の場合は $85 \sim 90 C$ で 90 秒間以上)。

(参考)

・HACCPに沿った衛生管理について

HACCPとは、原料の受け入れから製造・調理、製品の出荷までの一連の工程や貯蔵、販売において、食中毒などの健康被害を引き起こす可能性のある危害要因を科学的根拠に基づいて管理する方法です。

原則として全ての食品等事業者は、一般衛生管理に加え、HACCPに沿った衛生管理の実施が必要です。衛生管理計画を作成し、実施状況の記録を1年間程度保管してください。小規模営業者等は、厚生労働省ホームページで公表している手引書を参考に、簡略化したアプローチで取り組むことができます。

「HACCP (ハサップ)」(厚生労働省ホームページ)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/shokuhin/haccp/index.html



- ・大阪府食の安全安心メールマガジンの登録方法 (携帯電話・スマートフォンからも登録できます。)
- ①「osakashoku@req.jp」へ空メールを送信してください。
- ② 折り返しメールが届きますので、記載されたURLにアクセスして必要事項を記入のうえ、送信してください。

https://www.pref.osaka.lg.jp/shokuhin/magajin/ (大阪府ホームページ)

衛生管理等に関する個別のご相談・お問い合わせ先

保健所名	所管地域	所在地	電話
大阪府池田保健所	池田市・箕面市・豊能町・能勢町	池田市満寿美町3-19	072-751-2990
大阪府茨木保健所	茨木市・摂津市・島本町	茨木市大住町8-11	072-620-6706
大阪府四條畷保健所	大東市・四條畷市・交野市	四條畷市江瀬美町1-16	072-878-4480
大阪府守口保健所	守口市・門真市	守口市京阪本通2-5-5(守口市庁舎8階)	06-6993-3134
大阪府藤井寺保健所	松原市・柏原市・羽曳野市・藤井寺 市	藤井寺市藤井寺1-8-36	072-952-6165
大阪府富田林保健所	富田林市・河内長野市・大阪狭山 市・河南町・太子町・千早赤阪村	富田林市寿町3-1-35	0721-23-2682
大阪府和泉保健所	和泉市・泉大津市・高石市・忠岡町	和泉市府中町6-12-3	0725-41-1382
大阪府岸和田保健所	岸和田市・貝塚市	岸和田市野田町3-13-1	072-422-5683
大阪府泉佐野保健所	泉佐野市・泉南市・阪南市・熊取町・田尻町・岬町	泉佐野市上瓦屋583-1	072-464-9688
大阪市保健所北部生 活衛生監視事務所	大阪市(北区・都島区・淀川区・東 淀川区・旭区)	大阪市北区扇町2-1-27 (北区役所2階)	06-6313-9518
大阪市保健所西部生 活衛生監視事務所	大阪市(福島区・此花区・西区・港区・大正区・西淀川区)	大阪市港区市岡1-15-25 (港区役所4階)	06-6576-9240
大阪市保健所東部生 活衛生監視事務所	大阪市(中央区・天王寺区・浪速 区・東成区・生野区・城東区・鶴見 区)	大阪市中央区久太郎町1-2-27 (中央区役所3階)	06-6267-9888
大阪市保健所南東部 生活衛生監視事務所	大阪市 (阿倍野区・東住吉区・平野区)	大阪市阿倍野区旭町1-1-17 (サンビル阿倍野3階)	06-6647-0723
大阪市保健所南西部 生活衛生監視事務所	大阪市(住之江区・住吉区・西成区)	大阪市住之江区浜口東3-5-16 (住之江区保健福祉センター分館1階)	06-4301-7240
堺市保健所	堺市	堺市堺区南瓦町3-1	072-222-9925
豊中市保健所	豊中市	豊中市中桜塚4-11-1	06-6152-7320
吹田市保健所	吹田市	吹田市出口町19-3	06-6339-2226
高槻市保健所	高槻市	高槻市城東町5-7	072-661-9331
枚方市保健所	枚方市	枚方市大垣内町2-2-2	072-807-7624
八尾市保健所	八尾市	八尾市清水町1-2-5	072-994-6643
寝屋川市保健所	寝屋川市	寝屋川市八坂町28-3	072-829-7721
東大阪市保健所	東大阪市	東大阪市岩田町4-3-22-500	072-960-3803

文書の発出に関するお問い合わせ先 (◎印は本文書の担当自治体)

自治体	担当	所在地	電話
大阪府	健康医療部生活衛生室食の安全推進 課監視指導グループ	大阪市中央区大手前2	06-6944-6706
大阪市	健康局健康推進部生活衛生課食品衛 生グループ	大阪市北区中之島1-3-20	06-6208-9991
堺市	堺市保健所食品衛生課	堺市堺区南瓦町3-1	072-222-9925
豊中市	豊中市健康医療部衛生管理課	豊中市中桜塚4-11-1	06-6152-7320
吹田市	吹田市保健所衛生管理課	吹田市出口町19-3	06-6339-2226
高槻市◎	高槻市保健所保健衛生課	高槻市城東町5-7	072-661-9331
枚方市	枚方市保健所保健衛生課	枚方市大垣内町2-2-2	072-807-7624
八尾市	八尾市保健所保健衛生課	八尾市清水町1-2-5	072-994-6643
寝屋川市	寝屋川市保健所保健衛生課	寝屋川市八坂町28-3	072-829-7721
東大阪市	東大阪市保健所食品衛生課	東大阪市岩田町4-3-22-500	072-960-3803